

### ③ 低所得世帯支援金(追加給付分)のご案内

問 社会福祉課(内線263)

「世帯全員が令和5年度住民税非課税である世帯」に対し、1世帯あたり7万円の追加給付を行います。  
 ※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

#### 給付金の支給額

- 1世帯あたり7万円

#### 支給対象・手続き

##### 支給対象となる世帯(いずれにもあてはまる世帯)

- 令和5年12月1日時点で、笠間市に住民票があること
- 世帯全員の令和5年度住民税が非課税であること
- 住民税課税者の、扶養親族のみの世帯ではないこと

笠間市から(1)(2)いずれかが届きます。

##### (1)「振込予定通知書」(令和6年2月7日発送予定)

- ・前回の3万円給付金を笠間市から受けており、3万円給付時と比べて、世帯の構成および令和5年度の住民税課税状況に変更がない世帯。
- ・通知書の内容を確認いただき、変更がなければ**手続きは不要**です。記載の口座に振込みます。
- ・振込予定日：令和6年2月下旬

**!**「振込口座の変更」「受給を辞退」する場合、受付期間内にお問い合わせください。

##### (2)「支給要件確認書」(令和6年2月13日発送予定)

- ・(1)以外の世帯
- ・必要事項を記入のうえ、受付期間内に返送してください。
- ・原則、給付は金融機関口座へ振込みます。振込日は、市が書類を受理した日から4週間後が目安です。

**!** 支給対象の要件にあてはまるにもかかわらず書類が届かない場合は、お問い合わせください。

#### 受付期間

- 振込口座の変更・受給を辞退：令和6年2月8日(木)～令和6年2月16日(金)
- 支給要件確認書：令和6年2月14日(水)～令和6年3月29日(金)(消印有効)

#### 受付場所

- 市役所本庁社会福祉課、笠間支所保険福祉課、岩間支所保険福祉課

#### お問い合わせ

笠間市役所社会福祉課  
 低所得世帯支援金(追加給付分) 窓口(1/23～3/29)  
 TEL 0296-77-1101 内線263・264 受付時間 平日8:30～17:15(土日祝を除く)